

別表2 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（厚生労働省関係）

	講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
901	一般労働者派遣事業に係る手続きの緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第5条第1項	一般労働者派遣事業に係る手続きを事業所毎の手続きから本社一括の手続きに緩和することについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
902	特定労働者派遣事業の事業所が複数ある場合に全ての事務所を一本化して届出及び事業所単位の届出書類の削減	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第16条第1項	特定労働者派遣事業の事務所が複数ある場合に全ての事務所を一本化して届出及び事業所単位の届出書類の削減について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
903	紹介予定派遣契約における労働者を特定する行為の制限の緩和	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第26条第7項	紹介予定派遣において、派遣就業終了前に正社員としての採用の可否を本人に通知することについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
904	労働者派遣における派遣期間の延長	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第40条の2第1項	派遣就業の場所毎に同一の業務について、派遣元事業主から1年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けることについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
905	労働者派遣における物の製造業務への派遣対象業務の拡大	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律附則4	物の製造の業務への労働者派遣事業を行うことについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省

906	労働者派遣におけるいわゆる26業務への派遣期間の延長または撤廃	労働者派遣事業関係業務取扱要領第7.2	同一の派遣労働者について同一の業務に対し3年を超えて継続して労働者派遣を行うことについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
907	有期労働契約における契約期間の延長	労働基準法第14条	1年(一定のものについては3年)を超える期間を契約期間とする労働契約の締結を可能とすることについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
908	有期労働契約における専門的な知識、技術又は経験を有する者の基準の緩和	労働基準法第14条第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準二	修士の学位を有する者について、就こうとする業務に2年以上従事した経験を有するものとの条件を撤廃することについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
909	企画業務型裁量労働制に係る基準及び手続きの緩和	労働基準法第38条の4	企画業務型裁量労働制について、適用対象事業所の拡大または適用対象業務の拡大を行い、専門業務型裁量労働制と同程度の手続きで実施可能とすることについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
910	有料職業紹介事業者の求職者からの手数料徴収に係る制限の緩和	職業安定法施行規則第20条	手数料を徴収することができる求職者の範囲の拡大(職業の種類拡大及び年収要件の引下げ)について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
911	有料職業紹介事業の許可基準の緩和	職業安定法第31条第1項第1号	有料職業紹介事業の許可基準の緩和について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省

912	無料職業紹介事業に係る手続きの緩和	職業安定法第33条第1項	無料職業紹介事業の届出制について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
913	地方公共団体における無料職業紹介事業の実施	民営職業紹介事業の業務運営要領4(4)イ(イ)	地方公共団体における無料職業紹介事業について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
914	有料職業紹介事業者の兼業禁止規制の緩和	職業安定法第33条の4	有料職業紹介事業者が禁止されている業務を兼業し、または、禁止されている業務を行っている者が有料職業紹介事業を行うことについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
915	紹介予定派遣の推進	職業安定法第44条	紹介予定派遣において、派遣就業終了前に正社員としての採用の可否を本人に通知することについて検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省
916	有料職業紹介事業者における職業紹介責任者の選任人数に係る緩和	職業安定法施行規則第24条の6第2項	当該事業所の有効求職者数500人当たり1人の職業紹介責任者を選任しなければならないとする規制の緩和について検討し、措置する。	次期通常国会に法案の提出等を行い、所要の措置を講ずる。	厚生労働省

917	社会保険労務士による個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく紛争調整委員会によるあっせんにおける紛争当事者の代理業務の実施	社会保険労務士法第2条	現在国会に提出されている社会保険労務士法の一部を改正する法律案（議員立法。参議院で継続審議）に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えることが盛り込まれている。	平成15年4月1日 施行予定	厚生労働省
918	ボイラー等の製造時等検査の簡略化	労働安全衛生法第38条第1項、第44条	国際的な規格に基づいて製造された外国製ボイラー、圧力容器を導入する場合の安全の確認を迅速化し、製造時等検査の簡略化を図る。	平成14年度中	厚生労働省
919	ボイラー等の性能検査に関する自主検査の容認	労働安全衛生法第41条第2項、ボイラー及び圧力容器安全規則第38条、第73条	ボイラー等の性能検査について、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自主検査等のインセンティブ制度を導入する。	平成15年度中	厚生労働省
920	工場が分社化した場合のボイラー等に係る連続運転認定の承継	平成14年3月29日付け基発第0329018号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」 平成14年3月29日付け基安安発第0329001号「ボイラー等の連続運転認定要領に係る留意事項について」 平成14年6月21日付け基安安発第0621001号「ボイラー等の連続運転認定要領に関する質疑応答について」	一つの工場が分社化により複数の別法人となった場合についても、適正な安全管理が実施される場合には、ボイラー等の連続運転認定の承継を可能とする。	平成14年度中	厚生労働省
921	圧力容器設計時の許容応力の安全率の緩和	圧力容器構造規格第4条	国際的な規格（ASME（米）規格含む）と同等の基準の採用を可能とする。	平成15年度中	厚生労働省

922	特別医療法人が行うことができる収益業務の拡大	厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務（平成10年厚生省告示第108号）	特別医療法人について、業務範囲の拡大を行う。	平成15年度中	厚生労働省
923	高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限の撤廃	医療法施行規則第30条の32第1項に規定する特定の病床等の特例について（平成10年7月24日指第43号）	現行では各施設とも1回限りとされている高度先進医療に係る病床の特例措置の回数制限について、先端医療を推進するため特に必要があると認められる場合には撤廃する等の弾力的な運用を行う。	平成14年度中	厚生労働省
924	高度先進医療制度の見直し ①特定療養費制度の対象の拡大 ②「特定承認保険医療機関」の承認要件等の高度先進医療制度の見直し	①健康保険法第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成6年8月厚生省告示第236号） ②保険医療機関及び保険医療費担当規則第5条の2（昭和32年厚生省令第15号） 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第5条の2（昭和32年厚生省令第13号） 特定承認保険医療機関及び特定承認療養取扱機関の取扱いについて（昭和60年2月25日保発第19号）	①薬事法改正により、医師の主導により医薬品等を使用する臨床研究について、治験として取扱うこととなったことに伴い、特定療養費制度の適用対象とする。 ②臨床研究以外の高度先進医療については、高度先進医療制度において、特定承認保険医療機関の承認要件や対象技術の範囲について見直しを行い、速やかに実施する。	①改正薬事法の施行により実施 ②平成15年度中	厚生労働省

925	臨床修練について、医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を容認	外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行われる教授を目的として入国した外国医師等について、厚生労働大臣の許可を与えることを明確化する。（通知発出） ・臨床修練の許可条件となっている語学能力について、英語以外の言語を追加する。（省令改正） ・臨床修練の許可の審査期間の短縮を図る。（運用） 	平成14年度中	厚生労働省
926	対面診療が困難な場合以外の状況下での遠隔診療の適用	情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（平成9年12月24日健政発第1075号）	対面診療が困難な場合（離島、へき地など）だけではなく、遠隔医療により適切な医療サービスが提供される場合（在宅の緩和ケア、リハビリテーション指導など）にも、対面診療を適切に組み合わせること等の条件を設定した上で、主治医の判断の下、必要に応じて遠隔診療を行うことを可能とする（通知改正）。	平成14年度中	厚生労働省
927	特定機能病院の病床数基準の緩和	医療法施行規則第6条の5	現行500床とされている病床数基準の緩和を行う。	平成15年度中	厚生労働省
928	未承認薬、欧米認可薬剤の利用の自由化	薬事法第14条第1項、第3項、第23条第1項	薬事法改正により、医師主導の治験に未承認の薬剤、器具機械を提供することを可能とする。	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省
929	新しい医薬品や医療用具の審査における指定調査機関の要件緩和	薬事法第14条第3項	比較的低リスクの低い医療機器については第三者認証機関による認証を義務づけることとし、指定調査機関制度を廃止する。第三者認証機関には、大学や公設試験研究機関であっても、公平中立で技術的能力、財政基盤の整備された機関については広く認めていく。	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省

930	医療用具製造者の製造品目の変更・追加に係る許可制度の届出制度への変更	薬事法第14条第3項	薬事法改正により、現行の品目追加・変更許可制度を全面的に見直し、書面だけでなく必要に応じて製造現場での確認をも行う承認審査システムを導入するとともに、製品類別ごとの区分に従い、製造所ごとに製造業の許可を与えることとし、品目追加・変更許可制度は廃止する。	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省
931	侵襲性が低い新規医療器具や医薬品の本人承諾による迅速な使用	薬事法第12条	薬事法改正により、医師主導の治験に未承認の薬剤、器具機械を提供することを可能とする。	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省
932	配置販売業に必要な知識経験の基準である実務経験年数に、薬事に関する専門講習の受講期間を合算	薬事法施行令第7条	配置販売業の業務を行うために必要な知識経験の基準について、薬事に関する専門講習を受けた場合は、その講習内容・受講期間等に鑑み、受講期間を実務経験とみなすことが可能かどうか検討し、速やかに実施する。	平成15年度中	厚生労働省
933	合成ペプチド等を使った薬物の医師主導の治験への対象化	改正薬事法第80条の2第2項に定める厚生労働省令	薬事法改正により導入される医師主導の治験において、合成ペプチド等も対象とする。	改正薬事法の施行により実施	厚生労働省
934	幼稚園教諭・保育士資格の相互取得の容易化	児童福祉法第18条の6、児童福祉施設最低基準第33条	幼稚園教諭資格所有者が新たに保育士資格を取得しやすい方策について検討し、速やかに実施する。	平成15年度中	厚生労働省
935	食品指定検査機関の指定要件の緩和	食品衛生法第19条の4	公益法人により行われている検査命令に伴う食品検査の在り方について、民間検査機関も指定の対象とすることや、検査機関の指定を登録に変更すること等を、食品衛生法の抜本的改正の中で措置を予定。	平成15年中に改正予定	厚生労働省

936	温泉利用型健康増進施設の認定要件の緩和	健康増進施設認定規程（昭和63年厚生省告示第273号）第4条	温泉利用型健康増進施設について、新たな普及版の認定要件について検討し、速やかに実施する。	平成14年度中に結論、平成15年度中までに実施	厚生労働省
937	農林漁家が民宿を行う場合の旅業法上の面積要件の撤廃	旅館業法第2条、第3条 旅館業法施行令第1条第3項 旅館業法施行規則第5条第1項	農林漁家が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を行う場合、旅館業法施行令第1条第3項第1号に規定する簡易宿泊所の実績要件を適用しないこととすることについて検討し、速やかに実施する。	平成15年度中	厚生労働省
938	社会保険労務士の法人化	現在国会に提出されている社会保険労務士法の一部を改正する法律案（議員立法。参議院で継続審議）において「社会保険労務士法人」の章を追加	現在国会に提出されている社会保険労務士法の一部を改正する法律案（議員立法。参議院で継続審議）に社会保険労務士を社員とする社会保険労務士法人制度の創設について盛り込まれている。	平成15年4月1日施行予定	厚生労働省
939	輸出入・港湾関連手続の合理化（ワンストップサービス・シングルウィンドウ化）	運用（関税法、出入国管理及び難民認定法、検疫法、食品衛生法、家畜伝染予防法、植物防疫法、外国為替及び外国貿易法、港則法関連）	関係府省とともに、必要なシステム整備を行い、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス・シングルウィンドウ化を実現する。	平成15年度のできるだけ早い時期	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
940	検疫の24時間化	—	具体的な要請に基づき、開庁時間延長等の運用により対応する。	平成15年度中	厚生労働省